

議案第39号

小金井市市税条例等の一部を改正する条例

小金井市市税条例等の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月31日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する等の法律の公布及び施行等に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市市税条例等の一部を改正する条例

(小金井市市税条例の一部改正)

第1条 小金井市市税条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第69条中「又は第12号の固定資産」を「もしくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

付則第18条の2第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に改める。

付則第19条第9項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小金井市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第25号)の一部を次のように改正する。

付則第3条第2項中「。以下「平成27年改正法」という。」を削る。

付則第4条第3項の表第115条第1項の項中「第1条」を削り、同条第5項中「平成27年改正法附則第20条第4項に規定する」を「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第85号)別記第2号様式による」に改め、同条第7項の表以外の部分中「、新条例」を「、小金井市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第115条第4項の項中「平成27年改正法附則第20条第4項の規定」を「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第85号)別記第2号様式」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の小金井市市税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第39号資料1

小金井市市税条例等の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第 号）の公布及び施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「条例」とはこの改正を含む小金井市市税条例をいう。）。

2 第1条による改正内容

- (1) 独立行政法人労働者健康福祉機構の独立行政法人労働者健康安全機構への改組に伴う法の改正により所要の規定の整備を行う（法第348条、条例第69条）。
- (2) 熱損失防止改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置の申告書への記載事項を追加する（法附則第15条の9、条例付則第19条）。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

3 第2条による改正内容

所要の規定の整備を行う。

4 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する（付則第1条）。

5 固定資産税に関する経過措置

第1条の規定による改正後の小金井市市税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による（付則第2条）。

小金井市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

小金井市市税条例 (第1条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>第69条 法第348条第2項第9号、第9号の2もしくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)については同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人もしくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、宗教法人もしくは社会福祉法人で幼稚園を設け、医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益財団法人もしくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)もしくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合もしくは健康保険組合連合会もしくは国家公務員共済組合もしくは健康保険組合連合会で見護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士もしくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人もしくは財団法人もしくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人もしくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>第69条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産については同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人もしくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、宗教法人もしくは社会福祉法人で幼稚園を設け、医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益財団法人もしくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)もしくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合もしくは健康保険組合連合会もしくは国家公務員共済組合もしくは健康保険組合連合会で見護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士もしくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人もしくは財団法人もしくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人もしくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>法改正に伴う規定の整備</p>

(1) } 省略
(6)

(1) } 省略
(6)

付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第18条の2 省略

2 省略

3 省略

4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

5 省略

6 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第19条 省略

2 } 省略

3 } 省略

8 } 省略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) }

省略

(4) }

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) 省略

10 省略

付 則 (抄)

(施行期日)

付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第18条の2 省略

2 省略

3 省略

4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

5 省略

6 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第19条 省略

2 } 省略

3 } 省略

8 } 省略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) }

省略

(4) }

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用

(6) 省略

10 省略

申告書への記載
事項の追加

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。(以下省略)
 (固定資産税に関する経過措置)
 第2条 第1条の規定による改正後の小金井市市税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

小金井市市税条例等の一部を改正する条例 (第2条関係)

改正条例	現行条例						
<p>付 則 (固定資産税に関する経過措置) 第3条 省略 2 新条例付則第18条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される地方税法等(平成27年法律第2号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の8第4項である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。 (市たばこ税に関する経過措置) 第4条 省略 2 省略 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第115条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>付 則 (固定資産税に関する経過措置) 第3条 省略 2 新条例付則第18条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される地方税法等(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。 (市たばこ税に関する経過措置) 第4条 省略 2 省略 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第115条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1035 1883 1066 2130">第115条第1項</td> <td data-bbox="1035 1574 1098 1843">施行規則第34号の2様式</td> <td data-bbox="1035 1290 1390 1559">地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)の規定による改正前の地方税法施行規則(以下の節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5</td> </tr> </table>	第115条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)の規定による改正前の地方税法施行規則(以下の節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1035 987 1066 1234">第115条第1項</td> <td data-bbox="1035 678 1098 947">施行規則第34号の2様式</td> <td data-bbox="1035 394 1390 663">地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)第1条の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">同上</p>	第115条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)第1条の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48
第115条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)の規定による改正前の地方税法施行規則(以下の節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5					
第115条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)第1条の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48					

様式

省略

4 省略

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、
地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第8
5号）別記第2号様式による申告書を平成28年5月2日までに市長
に提出しなければならない。

6 省略

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から
前項までに規定するもののほか、小金井市市税条例第11条、第11
5条第4項及び第5項、第117条の2並びに第118条の規定を適
用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略	
第115条第4項	施行規則第34号の 2様式又は第34号 の2の2様式
	地方税法施行規則等 の一部を改正する省 令（平成27年総務 省令第85号）別記 第2号様式
省略	

8 } 省略

14

付 則 (抄)
(施行期日)

第1条 (前略) 第2条の規定は、公布の日から施行する。(以下省略)

号の5様式

省略

4 省略

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、
平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28
年5月2日までに市長に提出しなければならない。

6 省略

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から
前項までに規定するもののほか、新条例第11条、第115条第4項
及び第5項、第117条の2並びに第118条の規定を適用する。こ
の場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に
掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略	
第115条第4項	施行規則第34号の 2様式又は第34号 の2の2様式
	平成27年改正法附 則第20条第4項の 規定
省略	

8 } 省略

14

同上